

計画策定企画書

計画名	第12次青森市交通安全計画	計画期間	令和8年度～令和12年度	
		部・課	市民部生活安心課	
上位目的	第2章―第6節―第1項 防犯・交通安全対策の充実			
計画区分	☐ I-1 ☐ I-2 ☒ I-3			
策定理由	交通安全対策基本法第18条及び第26条第1項の規定により、市町村は、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができ、市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。 また、青森市交通安全条例第5条の規定では、市に、青森市交通安全対策会議を置くとし、所掌事務は、青森市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進することとしていることから、当該計画の作成が本条例により義務付けられている。 本市における交通事故の発生件数自体は減少傾向となっているものの、依然として交通事故による死傷者が生じていることから、引き続き、交通安全対策に取り組むことにより、より安全・安心な市民生活の確保に努める必要があるため、第12次青森市交通安全計画を作成する。			
策定効果	当該計画の実施により、課題等の解決に向け、総合計画に掲げた下記の施策により計画的かつ具体的な事業展開が見込まれる。 【課題】 ・地域、学校、関係団体などと連携し、交通安全意識の普及啓発を図る必要がある。 ・市民や事業者、行政などが連携し、市民が主体となる交通安全運動を推進する必要がある。 ・交通安全施設などの必要性に応じた整備の促進を図る必要がある。 【効果】 幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全意識の啓発や、市民の参加・協働による交通安全活動の推進とともに、交通安全施設等の充実が図られる。 (第2章―第6節―第1項 防犯・交通安全対策の充実)			
スケジュール	令和8年8月 計画基本方向決定、附属機関委員選定 令和8年10月 計画素案について附属機関審議 令和8年11月 計画素案について庁議報告、常任報告 令和8年12月 計画素案についてわたしの意見提案制度実施 令和9年1月 計画原案について附属機関審議 令和9年2月 計画案について庁議決定(計画策定)、常任報告			
附属機関	設置の有無	☒ 有 ☐ 無	青森市交通安全対策会議	
アンケート	実施時期	年 月	対象者数	人
関連部局	福祉部、こども未来部、都市整備部、浪岡振興部、教育委員会、青森地域広域事務組合			
その他				

【参考】策定に要する経費・財源(※可能な範囲で記入)

経費 (一般財源)	25千円	《内訳》 委員報酬 18千円 消耗品費 3千円 郵便料 4千円
--------------	------	--